

吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例及び  
吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の骨子案

1 趣旨

本市の条例等（市の条例及び規則（市の機関が定める規程を含みます。）並びに大阪府の条例及び規則（本市へ権限移譲されている事務に係るものに限ります。））に基づく手続等（申請、処分通知、縦覧又は作成）に関し、従来の書面による手続等に加えて、情報通信技術を活用した手続等を行えるよう、通則条例として制定（各条例等を個別に改正することなく通則として規定）することで、情報通信技術を活用した行政の推進を図るものです。本条例の制定を契機に、条件が整った手続から順次情報通信技術の活用を推進して参ります。

2 制定にいたる背景

「情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律（デジタル手続法、令和元年改正・令和元年12月施行）」では、国の手続等における情報通信技術の活用推進について規定するとともに、地方公共団体に対しても同様の施策を講ずる努力義務を定めています（第13条第1項）。

本市でも、手続等の情報通信技術の活用を進めているところですが、各手続等の根拠条例等の規定により書面が前提とされるものも多く、ルールの見直しが必要となっています。

3 条例の概要

(1) 目的

手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とします。

(2) 手続等における情報通信技術の活用

ア 書面で行うこととされている申請又は処分通知について、電磁的記録のオンライン送受信により行うことができることとします。また以下についても示します。

(ア) 署名等が必要な場合は、電子署名によって代替できることとします。

(イ) 使用料又は手数料の納付が必要なものを電磁的記録のオンライン送受信により行う場合は、当該納付についても、情報通信技術の活用により行うことができることとします。

イ 書面で行うこととされている縦覧又は作成について、電磁的記録により行うことができることとします。

ウ 本条例の適用除外となる手続等を示します。

(ア) 特殊な要件があり、情報通信技術を活用する方法がなじまない手続等

(イ) 既に個別の条例等で情報通信技術を活用する方法により行うことができる旨が規定されており、改めて本条例を適用する必要がない手続等

エ 住民票の写し等の添付書面等について、市の機関等が直接情報を入手し、参照できる場合は、添付を不要とすることができます。

(3) 情報通信技術を活用した行政の推進状況の公表

電磁的記録のオンライン送受信により行うことができる申請及び処分通知その他の本条例に基づく手続の推進状況について、公表します。

(4) 備考

本条例は書面による手続等に加え、情報通信技術を活用した手続等ができるよう通則的に整備するものです。従前の書面での手続等を妨げるものではありません。

#### 4 規則の概要

(1) 趣旨

条例の施行に関し必要な事項を定めます。

(2) 電磁的記録のオンライン送受信による手続

ア 電磁的記録のオンライン送受信による申請及び処分通知の方法について示します。

イ 電磁的記録のオンライン送受信による申請については、規則で定める方法以外の市の機関等が定める本人確認の方法により行うことを可能とすることを示します。

(3) 電磁的記録により行う手続

電磁的記録により行う縦覧又は作成の方法について示します。

(4) その他

ア 本条例の適用除外となる手続等について示します。

イ 住民票の写し等、添付を不要とすることができる書類等について示します。

#### 5 施行予定日

令和6年(2024年)2月1日